

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 29 年 10 月 11 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの      2件

厚生年金保険関係      2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700093号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(脱)第1700001号

## 第1 結論

昭和25年4月1日から昭和33年5月16日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年4月1日から昭和33年5月16日まで

私は、A社B工場で昭和25年4月から昭和33年5月まで勤務していたが、会社から希望退職者の募集があったので、それに応じて会社を辞めた。その際、会社から退職金は受け取ったが、脱退手当金は受け取った覚えがないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求者の氏名が記載されているページとその前後それぞれ25ページに記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年5月16日と同日に資格喪失した者は55名であり、それらの者に関する脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に、脱退手当金の支給記録があり、資格喪失日から6か月以内に支給されており、脱退手当金の支給記録がある同僚の一人は、脱退手当金の受け取りは、会社が手続を行い、後日、送金されたと思う旨回答している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求者の請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年8月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700098号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700055号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年4月3日から昭和36年5月25日まで

前回の審議では認められないという結果でしたが、請求期間において、B市内にあったA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していました。地震により、私の年金記録をはじめ、多くの資料が流出、破損、判読不能となっていると思います。今回、地震の状況を撮影した写真を入手し、提出しますので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者から提出された請求期間当時のものと推認できる電話帳の写しにより、A事業所がB市内に存在していたことは認められるが、管轄する法務局は、当該事業所の商業・法人登記簿は見当たらない旨回答している上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、ii) 請求者が記憶している事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、当該事業主のオンライン記録において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないこと、iii) 請求者がA事業所における元同僚として複数の名前(一部は姓のみ)を挙げているが、これらの元同僚については、オンライン記録において特定できず、所在を確認できないことから、請求者の請求期間における勤務状況や給与からの厚生年金保険料控除について確認することができないこと、iv) 当該事業主は、C社(昭和38年4月4日設立)において、昭和39年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、昭和38年9月5日に取締役就任していることが商業・法人登記簿謄本により確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者のうち、聴取できた二人は、いずれもA事業所当時から勤務していた旨陳述しているが、当該二人のオンライン記録においてA事業所に係る厚生年金保険

被保険者の記録はない上、そのうちの一人は、A事業所は同社に吸収されたと思うとし、A事業所に勤務していた当時は、国民年金保険料を納付していたので、厚生年金保険はなかったと思う旨陳述していることなどから、既に平成28年1月28日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間の終期を昭和36年5月25日までと前回より2か月間延長の上、請求期間に係る記録がない原因であるとする新たな資料として、昭和\*年\*月\*日に発生した地震の被害状況を示した写真等を提出して再度訂正請求を行っているものである。

しかし、A事業所の所在地を管轄するD社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）の被害状況については、E年金事務所長が、津波により一部冠水したものの、被保険者原票の流失はなかった旨、昭和\*年\*月の資料を元にF年金事務所長へ文書回答しており、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。